

公立大学法人和歌山県立医科大学職員倫理規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則第38条の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する県民等の信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令及び法人の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係がある者をいう。

(禁止行為)

第4条 職員は、利害関係者との関係において職務執行の公正さに対する県民等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

- 2 職員は、利害関係者以外との関係においても、通常一般の社交の程度を越えた行為をしてはならない。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 職員がこの規程に違反する行為について理事長その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。